

松山家庭裁判所委員会議事概要（第30回）

1 日時

平成30年6月26日（火）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

伊名波宏仁，内田晋太郎，佐々木英生，清水 進，砂田桂子，高桑リエ，寺垣孝彦，松原英世（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

及川首席家庭裁判所調査官，小西首席書記官，野口次席家庭裁判所調査官，森川主任家庭裁判所調査官，徳重事務局次長，飯尾総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の紹介

（3）テーマ「補導委託制度について」

DVD「少年審判～少年の健全な育成のために～」を視聴した後，野口次席家庭裁判所調査官から，補導委託制度について，その趣旨・目的，補導委託の現状等を説明した。

■ 只今のDVDや説明内容について，御質問等はございますか。

○ 先ほど，松山家裁における補導委託の現状について説明がありましたが，「松山家裁」というのが，愛媛県内全域なのか，松山家裁本庁でということなのか教えていただきたいと思います。また，補導委託の利用状況についても，平成28年頃から増えてきて，平成29年には10件ということですが，これも「松山家裁」と言われたのが，本庁だけのことなのか，それとも県内全域でということなのか。また，その中でも，通所型なのか，身柄付きなの

かということも教えていただければと思います。

- 「松山家裁」というのは本庁だけではなく、愛媛県内全域とお考えください。昨年、件数が非常に増えましたが、これは通所型の社会奉仕活動を行うケースが増えたとお考えいただいてもよいと思います。
- 昨年の身柄付き補導委託は何件ですか。
- 平成29年の身柄付き補導委託は3件です。ただし、これは本庁のみの数値であり、他の管内支部は0件ですので、管内を含めても3件ということになります。
- 最近、報道等に出てくる少年事件はなかなか厳しい、ひどい事案もありますが、まず少年審判になるのはどんな罪の事案なのか。少年が家庭裁判所に送致される事案がどのくらいあって、補導委託10件というのが、審判するのが例えば1000件あってそのうちの10件なのか、15件のうちの10件なのか。この制度はそもそも更生を期するためにやるのか、少年鑑別所だけでは判断できないから、それを補完するためにやるのか、いろいろな形でやっても結果として厳しい処分、審判が出る可能性はどのくらいあるのかなど、分かる範囲で教えていただいたら、この制度の位置付けが分かってくると思いました。
- まず、少年事件の場合は全件送致主義と言われておりまして、法律に触れる行為をして事件として立件された場合には全部の事件が家庭裁判所に送られて来ることになっています。ですから、万引きでも、殺人事件でも家庭裁判所に来ます。先ほども説明しましたがけれども、補導委託というのは試験観察の一つの形態です。試験観察というのは、最終的にどのような処分をするのかを見極める手続ですので、結果的に少年院送致になった事例もあります。もちろん少年には社会内で更生してほしいし、少年院送致を回避できればそれに越したことはありませんが、先ほど、御紹介した事例のように、補導委託を活用することで、この少年については少年院での教育が必要といった見

極めができたケースもあります。試験観察中は社会適応を目指すための働き掛けをしながら様子を見るわけですが、結果的にはそういう事例もあるということです。

● 少年事件全体の事件数で言いますと、平成29年は、既済件数で、本庁が大体400件弱、西条支部が約170件、宇和島支部が約35件です。10年前と比較すると件数としては三分の一くらいに落ちているという状況になっています。事件数自体は減少してきていますが、試験観察の人員は大きな変動がなく推移しているといった状況です。ただ補導委託については、先ほど説明しましたとおり、通所型の補導委託が増えている状況です。試験観察になった件数は平成29年で見ますと、本庁15件、西条支部4件、宇和島支部は0件です。

■ 約600件のうち、20件くらいが試験観察で、その半分くらいの10件が補導委託ということですね。

○ それは補導委託の受入先が無いのか、それともその必要性を感じない事案が多いということなのか、どちらですか。

● 先ほど御説明したとおり少年の質が変わってきているという部分もありますので、従来型の補導委託は難しくなってきたということはあります。補導委託という制度をより柔軟に活用するために、短期間での宿泊を伴う社会奉仕活動をさせるなど、活用の在り方を柔軟に考えている状況です。

■ 少年事件が約600件あって、そのうち試験観察になったのが20件ですけど、本当はもっとあったが様々な事情を考慮して20件にとどめているということなのか。同様に、補導委託が10件というのは、補導委託先が少ないからそうなったのか、あるいは補導委託相当な事案が10件だったということによってそうなったのか、その辺りはいかがですか。

● 補導委託が必要な場合であれば、家裁調査官としては補導委託の意見を提出するというのが基本です。しかし、補導委託先がもっとたくさんあれば、

いろいろな所に委託できるということで、補導委託を更に活用できるという面はあります。いろいろな補導委託の形があり、補導委託先、要するに社会内での少年の受け皿をしっかりと開拓するということが必要です。

- 実情としてはそういうことでよろしいですか。
- 補導委託先の数が少なくて委託できないという状況が全くないわけではないですけれども、今の松山家裁の管内で、委託先が埋まってしまっているから委託できない、ということはほとんどありません。ただ全国的にはそういうことも生じているところです。前提としては、少年の質が変わってきて、従来型の補導委託にマッチしていないのではないかと感じているところです。従来型の補導委託というのは、自立しようというエネルギーがある少年に就労経験を積ませてやりたいとか、地域の不良交友から引き離して健全な生活習慣を身に付けさせたいということで住み込み就労可能な職場に補導委託するようなケースです。最近はエネルギーが豊富な非行少年が少なく、どちらかと言うと引きこもり型の少年が多くなっています。そのような少年を育て直したりするための適切な施設が無いがために、補導委託を選択しにくいということはあるように思っております。
- 引きこもり型のような少年のケースで、補導委託をする場合に活用可能な社会的活動なり、補導委託の方法について、何かあれば御提案していただければと思います。あるいはその他一般的な感想でも結構です。
- 従来型と、引きこもり型を含む最近の少年の事案のイメージはつかめたのですけれども、引きこもりだけに限定してはいけないのかもしれませんが、対人関係がうまく築けない少年が試験観察に付された場合、施設での奉仕活動とか、個人事業主の元での業務にはなかなかなじまないのかなと確かに思いました。どうしても補導委託、受託となると、受け手があって、こちらもお願いするという関係になりますから、これは制度の枠を超えることになるかもしれませんが、委託、受託という関係ではなくて、純粹に相手がなくて

も社会貢献をしてもらおう、例えば極端な話、ごみ拾いでもよいと思います。そういった、枠組みを変えるようなことも考える必要があるのかなと思います。

- ごみ拾いも社会奉仕活動の範疇になります。補導委託ではなくて、教育的措置ということで、委託決定をせずに少年、保護者に清掃活動をやってもらう場合があります。御指摘のとおり、対人関係が極端に苦手な接触が難しい少年の場合で、あえて対人関係を避けて何かをさせる、それが社会貢献につながるという活動があつて、少年を預けて、しっかりした指導をお願いできる場所や団体があれば、補導委託の新しい形態になると思います。
- このパンフレット（少年たちにあなたの力を～家庭裁判所の補導委託制度～）なのですが、例えば裏表紙にも「少年が再び非行を犯すことのないよう立ち直るためには、少年一人一人にあった補導委託先を選び、」と記載されており、他にもそのような表現が出てくるのですが、この少年なら社会生活をさせてみれば立ち直れるのではないかというような判断でするものなのか。つまり委託先も減ってきているし、従来の徒弟主義的な中で親方に教えてもらいながらという時代でもなくなってきたり、事業所の数もどんどん減っているし、必然的に減らざるを得ない社会情勢の中で、他の方法で言えば、広い意味での社会的貢献の制度が少年鑑別所内にあってもいいのかなと思いました。少年鑑別所のカリキュラムは分からないのですが、その中に社会貢献的なものを入れたらどうかということです。
- 少年鑑別所では、一般社会から隔絶された空間、環境の中で、少年がどのような行動、振る舞いをするか観察します。それと専門の技官が心理テストをやったりして、少年の心理面の深い部分に関しても調査、鑑別をします。もちろんその中での教育的な働き掛けがゼロではありませんが、社会生活を営む中で、この少年がどういう振る舞いをするのか、どのように更生していくかといったようなことを見極めたりするためには社会内の補導委託先が一

番ふさわしいと思います。

- 少年事件が約600件のうち、試験観察が20件で、更にそのうち、補導委託が10件であり、ましてや受入先が減っているということで、昭和の時代の親方気質やボランティアに頼るのは、状況からするとかなり難しいというのが率直な感想です。
- 家庭裁判所の手続の中でどうするかということに絞って考えていただきたいのですが、どのような処遇にするか見極めるために試験観察に付すわけで、それが同時に教育的措置の側面も有するというので、どういった活動をさせればいいのか、補導委託という言葉にとらわれずに考えてみますと、いかがでしょうか。
- 少年審判において試験観察に付されると、時間を掛けて多くの人に関わって、手立てを尽くして、一人の少年の立ち直りを丁寧に見届けて行くという過程はすごく素晴らしいと思いました。少年の質も変わってきているので、なかなか少年と補導委託先とのマッチングが難しいということもあると思いますが、例えば、対人関係が苦手な少年だとしたら、高齢者施設とか、保育所とか、あるいは農業体験等も良いと思いますし、動物の飼育をしたりとか、そういうふうな活動も良いのではないかと思います。少年の特性に合わせた補導委託によって、少年が更生していくということは大いにありますので、その辺は最も考えていかなければならないことではないかと思います。
- 私もずいぶん前ですけど、少年の補導の調査をした経験がありまして、確かに少年の質が変わってきていると感じました。昔は大通りや、ある種の繁華街に行けば補導できたけれども、今は少年自身が出て来ないので、むしろ電話相談が主流になってきていると聞きますし、少年の質がどんどん変わっていると思います。その中で最適な委託先というとなかなか難しいのかなと思います。少年の資質が変わったのであれば、今までのようにエネルギーを発散させて受け入れれば良いというのではなくて、そのような少年と接する

スキルに基づいた接し方で受け入れないといけないし、逆にスキルを勉強して頭でっかちになり過ぎてもいけないと思うわけです。やはり実地で経験して少年が変わっていくということもありますから。それを考えると本当にどういうところがいいのかというのは非常に難しいのですが、ただ、他の委員もおっしゃったように、農業とか、ペットのトリミングなどが良いと思いました。

- 私自身は残念ながらここ2年ほどは少年事件を担当する機会に恵まれていませんし、補導委託になったケースは経験がありません。周りに聞いてみてもなかなか補導委託になったケースはなくて、愛媛弁護士会の中に子供の権利委員会というのがあるのですが、私もそこに所属しており、メーリングリストで問い合わせたところ、ここ二、三年の間では3名くらいの弁護士が補導委託のケースを担当したと回答がありました。従来、委託先の確保が非常に困難だと伺っていましたが、少年事件が減少傾向だということと併せて、委託先は十分確保できたのかということが少し気になりました。私自身、10年以上前に付添人として担当した少年で、試験観察のケースで保護者が何とか雇用先を見つけてきたケースがありました。最初は農家で、その農家の方達が、「ありがとう、ありがとう。」と言ってくれると、少年がすごく嬉しそうに顔で笑っていたのが印象的です。彼の経験を見ても、何か農業で物を育てるとか、幼稚園、保育園、高齢者施設、障がい者施設等で、人に感謝される、人に褒められるという経験を積むことによって自己肯定感も育まれていくでしょうし、そういった活動ができるような受入先が広がっていけばいいなと思いました。現在の委託先で、どういった部門がまだ手薄なのか分かりませんが、付添人の立場から言えば、少年によって興味はいろいろだろうと思いますし、私が過去に担当した少年でも理容師になりたかった子、調理師になりたかった子、保育士になりたかった子など、将来の職業についても様々な希望を持っていたので、そういった委託先をバリエーションに富ん

だ形で今後準備できれば、少年が主体的、積極的に活動できるし、より少年のモチベーションが高まって効果が上がるのではないかと思います。

○ 補導委託先で、必ずしも仕事、作業とか、社会奉仕活動に限らないのであれば、不登校になった子とか、学校を中退した子に学業をキャッチアップさせるような活動をしているNPO法人とか、そういう所も考えられると思いました。特に学校で何かトラブルを起こして不登校となり、それが非行につながったということであれば、そもそもそのような生活を立て直すことにもつながるのかなと感じました。ただ、そういう所であっても費用が発生するし、身柄付きでは難しいなと思いながら聴いていた次第です。

■ 現在の補導委託先はどんなことをする所があるのか説明してください。

● 今あるのは更生保護施設、高齢者とか障がい者関係の社会福祉施設や、よく使っているのが自立援助ホームです。自立援助ホームというのは、自立を目指している年少者を受け入れる施設です。このような委託先では少年の生活面を支えてくださるので、こちらとしても積極的な活用を検討します。松山管内では、先ほどから従来型と言っている住み込み就労型の委託先はありません。引きこもり型とか、非社会型が多いとはいっても、バリエーションが増えているので、そういう行き場が無くなって困っている子を受け入れてくださる委託先があるとありがたいと思っていますところ。ボランティアに頼るのは難しいというのはそのとおりですが、少年事件の数が減ってきたといっても、行き場の無い少年もいるわけで、非行が犯罪としては余り進んでいなくても家庭が壊れていて行き場の無い少年を全員少年院に送るというわけにはいきません。したがって、補導委託制度を維持する必要があると思います。また、先ほども説明したように、社会の中で何とかやり直せるかどうかを探るといのは非常に重要で、少年院でいろいろなことを学んできて、社会に出てから少年院で学んだことをうまく使えなくて失敗してしまうというのは、ままあることです。それを全部また少年院の中で学び直すとい

うわけにもいかないので、社会の中で立ち直りを探る場所を作るというのは家裁としても必要だと思っています。

■ 補導委託先としてふさわしい施設、団体、特に宿泊が可能な施設、団体等について、御紹介いただけるような所があればお願いします。

○ そもそも補導委託先の開拓というのをどういう形でやっているのですか。定期的に何か調べて、回って声を掛けてという感じなのか、その辺のところはどうなのですか。

● 委託先の開拓に関しては、例えば特定の事件において、在宅試験観察で少年が住み込みで働いている場合、そこで少年をしっかり指導してくれるような勤務先であれば、家裁調査官の方で委託先としての登録を想定しながら情報を得るということもあります。また、関係機関から紹介を受けるということもあります。例えば保護観察所の協力雇用主を紹介していただくという形で保護観察所と連携することがあります。ただ、協力雇用主の方達は18歳以上の者を求める場合が多く、少年向きでない職場が多いということがあります。少年友の会というボランティア団体があるのですが、その方達からの紹介を受ける場合もあります。

○ 新しい分野ではありませんが、先ほどから社会福祉施設が委託先の代表的な例として挙げられています。これから人口は減少しますが、高齢者はしばらく増加します。そういう意味で、施設も増えています。松山市内でも施設はどんどんできています。気になったのは、家庭裁判所から委託する場合の手続面、例えば受託者から報告を求めたりとか、無報酬の上に手間を取らせることがあり、受入先としても多少はマンパワーとして有効かもしれませんが、施設側も保育士、看護師が足りない中で、手一杯のところ、仮に手間がかかるような受託手続であればなかなか進まないのかなと思います。今の手続をできるだけ簡素化して、新しい分野にかかわらず、現在引き受けてもらっている所に引き続き、更にその同業者にも広がるようにするという検討

も必要ではないかと思いました。

- 3か月から4か月という期間の補導委託となると、負担感はかなり厳しいのかなと思います。更に弾力的というか、もっと言うと企業グループのような、一つの事業所に限らない方法もあるのかなという気がします。
- 興味がないと意欲的に取り組んだり、あるいは自己肯定感を高めたりすることにつながりにくいので、試験観察を受ける少年一人一人の得意分野、興味のある分野の協力施設を開拓し、一覧化して残して、積み上げていくことに尽きると思います。
- 先ほどもお話に出ましたが、短期で幾つかの委託先でお世話になるというのも、少年にとっては良いことかなと思いました。松山管内では従来のような建築業等の住み込み就労型の委託先は無いということですが、その場合には県外施設にお願いすることもあるのですか。
- 県外の施設にお願いすることもあります。
- 難しいところですが、飽くまで処遇を決定するための見極めとしてやっているというところがあって、その後の保護処分先取りをしているわけではないので一定の限界はある、また時間的にも限界がある中で、これをすることによって結果的に、また付随的に良い結果が出て、本人の改善、更生に寄与することもあると、そういう効果を最大限に発揮させるという観点で、このような補導委託をさせてもらっているということになります。今後とも皆様の御協力をいただき、より良い補導委託を実施していきたいと考えています。
- 皆様、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

(4) 次回期日について

平成31年2月4日(月)午後1時30分

(5) 次回テーマについて

「要配慮者に対する対応について」